

農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共>【令和7年度予算概算決定額 67,763 (67,795) 百万円の内数】

(令和6年度補正予算額 98,840百万円の内数)

対策のポイント

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあることから、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備**を支援します。

事業目標

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上【令和7年度まで】）

事業の内容

1. 農地整備事業

- 一般型：区画整理、暗渠排水、客土、農業用用排水施設等
- 省力化整備型：基盤整備済地区における畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等の省力化整備

2. 実施計画等策定事業 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

【実施要件】※ 下線部は拡充内容 ※ 地域計画の策定を要件化(令和7年度申請分以降)

共通

- 農地中間管理権等：事業施行地域内農用地の全てで①～③のいずれかを満たすこと
- 機構が農地中間管理権を有する農地
 - 機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
 - 機構が所有する農地

受益面積：10ha以上（中山間地域、事業主体が市町村の場合は5ha以上）

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

一般型

集団化等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性の向上：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減※等
※生産コスト削減の場合は、20%以上削減に加え、米の生産コストが9,600円/60kg以下又は麦・大豆等へ3割転換等

省力化整備型

対象：中山間地域等のうち過去の整備により一般型要件を達成している地区

集団化等：未集団化又は未集約化農地の8割以上を集団化又は集約化

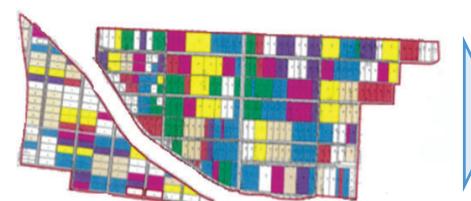
保全管理コスト：20%以上削減

事業の流れ

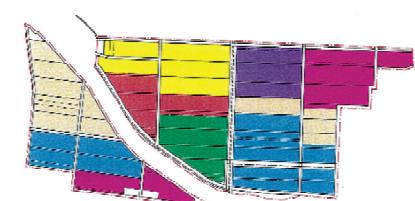


事業イメージ

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能)

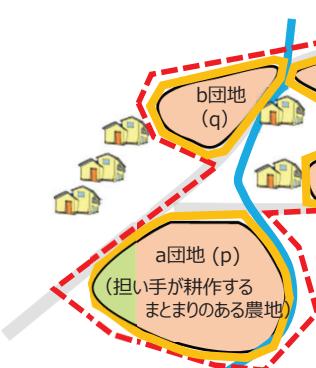


(施工前)



(施工後)

農地面積・集団化の考え方



事業実施範囲

農地の合計面積 平場：10ha以上
中山間等：5ha以上

各団地の規模要件

平場：1ha以上
中山間等：0.5ha以上

担い手への集団化率： $\frac{p+q+r+s}{a+b+c+d}$

a ~ d：事業対象農地を構成する団地の面積

p ~ s：担い手が耕作する、まとまりのある農地面積
(上図 着色部)

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

<対策のポイント>

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を推進します。

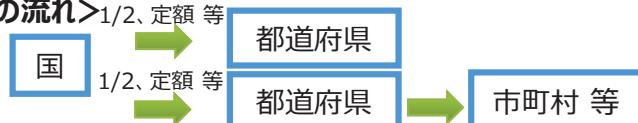
<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

- 1 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。
- 2 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。
- 3 流域治水対策の推進
 - ①農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施します。
 - ②田んぼダムに取り組む地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備します。
 - ③流域治水プロジェクトに位置付けられた農業水利施設を整備します。
- 4 脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して脱炭素化を推進します。
【附帯事業】省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費を交付
- 5 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
 - ①担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施します。
 - ②作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
 - ③転作作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。
【附帯事業】中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、作付転換に応じた推進費を交付
- 6 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。
- 7 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定を実施します。

<事業の流れ>



【実施要件】受益面積200ha以上 等
※ 5 ①において地域計画の策定を要件化
(令和7年度申請分以降)
※下線部は拡充内容



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

<対策のポイント>

畠地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畠作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畠地化など、畠地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業目標>

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上 [令和7年度まで]）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

- 1 畠作経営の体质強化に必要な畠地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備
畠作地帯における畠地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の総合的な基盤整備を実施するもの
〔営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能〕

【附帯事業】
中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費を交付
高収益作物の導入面積割合に応じた促進費を交付

【実施要件】 受益面積20ha（畠地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
(樹園地については受益面積5ha以上※ (0.5ha以上の団地の合計)) 等
※ 優良品種・品目の導入に取り組む場合

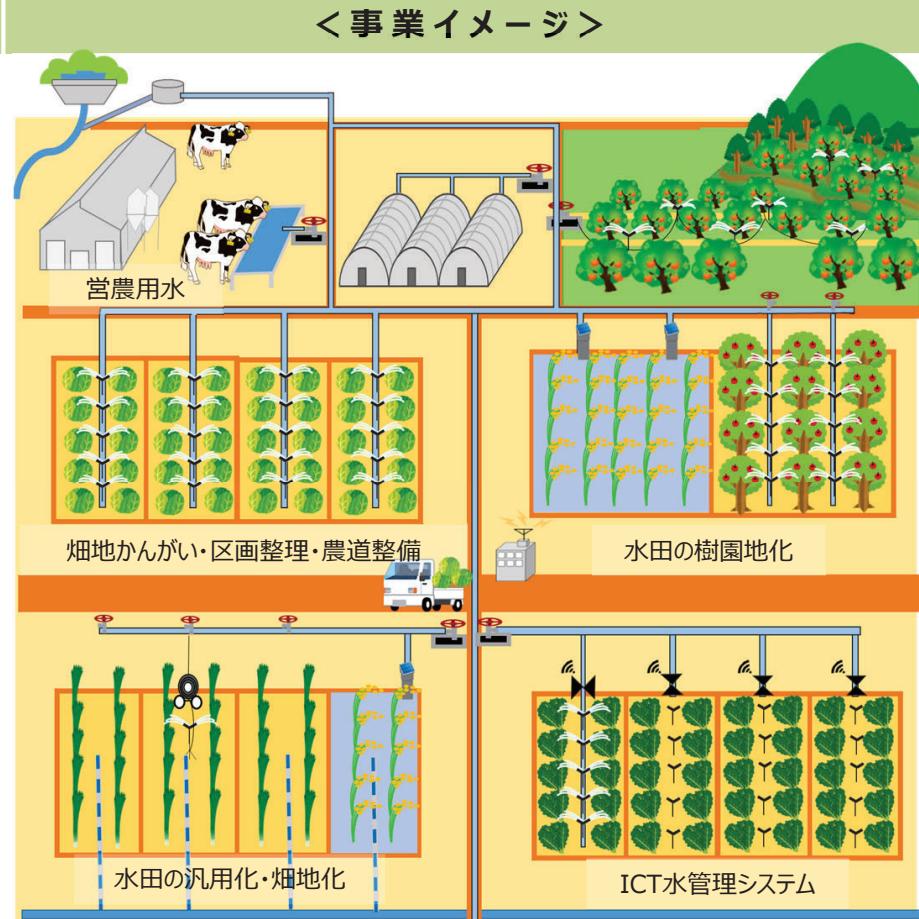
- 2 水田地帯における畠作物・園芸作物の導入・定着に向けた汎用化・畠地化のための整備
パイプライン化や排水改良等による水田の汎用化・畠地化等の基盤整備を実施するもの

【附帯事業】
高収益作物の導入面積割合に応じた促進費を交付 等

【実施要件】 受益面積20ha（中山間地域等 10ha）以上
(事業実施区域の5割以上で畠作物・園芸作物を作付けする場合は5ha以上) 等

- 3 実施計画策定事業

事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

<対策のポイント>

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

1. 農業生産基盤整備

- 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- 国土保全のための農用地保全施設
- 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）

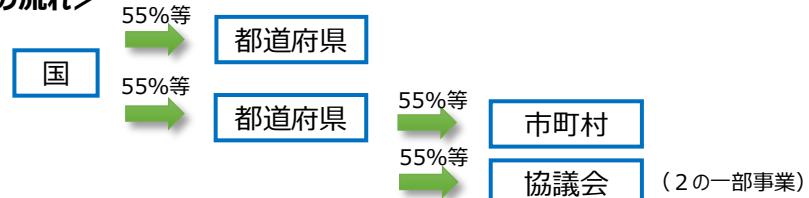
- 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に必要な農業施設
- 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

【実施要件】

- 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は5ha以上）
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
 ※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

<事業目標>

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

(施設計画策定事業において、新たに大規模災害を想定した初動体制整備及び施設再編・集約に関する方針を維持管理適正化計画で策定することを支援します。)

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

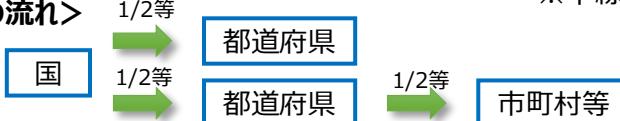
災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



<事業の流れ>



農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和7年度予算概算決定額 28,150 (28,150) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha [令和7年度まで]）
- 湿水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

1 きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新※、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備※（渴水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。）、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3 ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の経費を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※地域防災計画に位置づけられた避難路等の農道施設整備を含む。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

※下線部は拡充内容

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、

工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

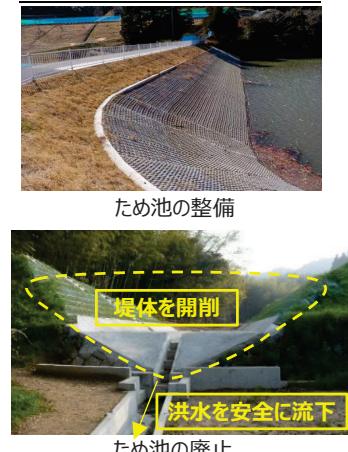
＜事業の流れ＞



きめ細かな長寿命化対策



機動的な防災減災対策



施設情報整備・共有化対策



ため池の保全・避難対策



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

防災課 (03-6744-2210)

設計課 (03-6744-2201)

地域整備課 (03-6744-2209)

農地耕作条件改善事業

【令和7年度予算概算決定額 19,843 (19,843) 百万円】

〈対策のポイント〉

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

〈事業目標〉

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上 [令和7年度まで]）

〈事業の内容〉

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

1. 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

4. 病害虫対策

農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。

5. 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。

6. 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

〈事業の流れ〉

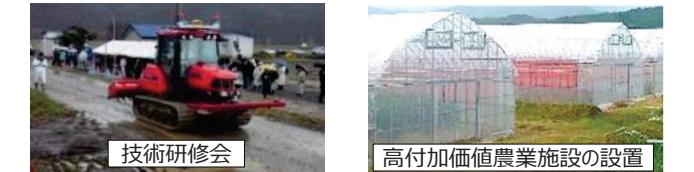


〈事業イメージ〉

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地耕作条件改善事業（1/2）

地域の多様なニーズに応じて、
以下の①～⑥を支援
(①～⑥は組み合わせることが可)

・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等（④～⑥除く）

※下線部は拡充内容

・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等

・実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2者以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施

① 農地集積促進 農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援します。

（ハード）区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畠地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備（定額※¹）、

農業用排水施設、土層改良、区画整理、農作業道、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定率※²）等

（ソフト）集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※³（定額）、導入作物に応じた品質向上支援（定率）等

※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R6年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等）など

※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など

※3 単年度あたり300万円迄を支援



畦畔除去

② 高収益作物転換 高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援します。

【実施要件】受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

（ハード）高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畠地かんがい施設（定額）、農業用排水施設、区画整理（定率）等

（ソフト）高収益作物への転換支援※⁴、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、高収益作物導入支援※⁵（定率）等

※4 高収益作物転換プラン作成支援、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等について、単年度あたり300～500万円迄を支援

※5 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース、高付加価値農業施設の設置 等



高付加価値農業施設の設置

③ スマート農業導入 スマート農業に必要なGNSS基地局の設置等の整備やスマート農業の導入を支援します。

（ハード）スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備（定率）等

（ソフト）トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援（定率）等



GNSS基地局設置

④ 病害虫対策 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

（ハード）反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等

（ソフト）土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上 水田の雨水貯留機能向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援します。

【事業実施区域】農振農用地のうち、地域計画策定区域等であり、かつ、流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

（ハード）「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水枠の設置（定額）等

（ソフト）※⁶「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、下流域の住民と行う実証、堰板購入等の条件改善推進（定額）等

※6 ソフト事業はハード実施区域に限らず、流域治水対策実施区域内での実施が可能



排水枠と堰板の整備

⑥ 土地利用調整 多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた、ゾーニングに必要な交換分合や整備を支援します。

【事業実施区域】農振農用地のうち地域計画の策定区域等及びその周辺農地

（ハード）粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等

（ソフト）交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等



粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（2/2）

【機構集積推進費】※下線部は拡充内容

- 地域計画について、策定後の次のステップとして地域計画の実現を推進していくことが必要であるが、担い手が地域の農業を担うに当たって農地が未整備であること、所有者や耕作者に負担をする準備がないことが制約要因となっている。
- 一方で、既に整備が進んでいる地域では、集積の受け皿となる担い手がいるなど農地を集積できる条件が整っていると考えられることから、このような地域において未整備農地が残っている場合には、農地耕作条件改善事業の農業者負担に対し、機構集積推進費を交付することにより、担い手への集積を加速化。



事業内容：定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

- 実施要件：**
- ・地域計画区域内で新たに整備する農地面積が、5ha未満であるとともに、同区域内で過去に国費投入された担い手への集積農地面積の1/3以下となること
 - ・以下の一①～③の期間の合計が15年以上の農地
 - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
 - ③機構が農地を所有している期間
 - ・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。
 - ・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと
 - ・未整備農地及び地域計画内の過去に国費が投入された農地について、本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること

【高収益作物導入促進費】

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化を進め、畑作物、なかでも、野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要。
 - 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）することにより、高収益作物への転換を強力に推進。
- ※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

推進費・促進費を活用する場合のガイドライン

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営 改良区営	50%	15%	22.5%	12.5%



※標準的な負担割合

なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、別の負担割合を設定

畑作等促進整備事業

【令和7年度予算概算決定額 2,200 (2,200) 百万円】

＜対策のポイント＞

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畠地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上 [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

1 ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畠地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水改良やパイプライン化等**の基盤整備を支援します。

2 ソフト事業

実証拠場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

＜事業イメージ＞

畠地帯のきめ細かな基盤整備への支援



【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、

工事期間原則5年以内 等

＜事業の流れ＞



水田地域の作付転換への支援



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

＜対策のポイント＞

過疎化、高齢化等の著しい進行により地域の活力が低下しつつある中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と農地や土地改良施設の利活用に係る地域住民の共同活動の活性化を図ります。

＜事業の内容＞

1 保全対策事業

中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる土地改良施設及びこれらと一体的に保全することが必要であると認められる農地の機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため実施。

①調査研究事業

- 基本的対策等の作成
- 調査（地域資源調査、集落点検調査、現況調査等）
- 工法等の研究（実証試験、特產品開発研究、集落点検マップ作成等）

②研修事業

- 指導員、推進員等の研修会（研修会開催、研修会への派遣等）
- 先進地区の現地調査や検討会
- 地域リーダー育成（研修会開催等）

③推進事業

- 現地診断、推進指導（指導員の派遣等）
- 組織の構想化（協定締結支援、啓発普及ワークショップ、ボランティア連絡調整等）
- 啓蒙普及（HP開発、情報誌作成、啓発イベント、食育活動支援、看板設置等）
- 都道府県委員会等の運営

＜事業イメージ＞

ふるさと水と土基金（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ①事業主体 | 都道府県（※東京都、神奈川県、大阪府、岡山県、広島県は除く） |
| ②基金造成総額 | 330億円（R6年度末時点:262億円） |
| ③補助率 | 国費1／3 |
| ④造成期間 | 平成5～9年度 |

対象地域

- ① 地域振興5法の指定を受けている地域
ア 過疎地域 イ 振興山村 ウ 離島振興対策実施地域
エ 半島振興対策実施地域 オ 特定農山村地域
- ② 上記と一体として事業を推進することが効果的と認められる地域



①調査研究事業

②研修事業

③推進事業

＜対策のポイント＞

過疎化、高齢化等の著しい進行により地域の活力が低下しつつあり、地形が急峻であること等から営農に多大な労力が強いられている棚田地域等において、**棚田地域等の農地及び土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と棚田地域等の農地及び土地改良施設の保全・利活用に係る都市住民も交えた継続的な地域住民の共同活動の推進**を図ります。

＜事業の内容＞

1 棚田基金事業

棚田地域等の農地等の保全・利活用に係る活動の活性化を図るため実施。

①保全ネットワーク推進事業

- ・普及啓発、情報収集提供（HP開設、情報誌の作成、啓発ニーズ調査等）
- ・保全活動への参加者募集、登録調整、研修（体験イベント支援、研修会開催等）
- ・現地技術指導者の登録、派遣調整、経費助成（技術者の派遣、棚田腑存量調査等）
- ・都道府県委員会等の運営

②保全活動推進事業

- ・住民組織の活動計画等の作成（棚田保全方針策定支援等）
- ・調査研究、成果の普及（棚田現状分析調査、鳥獣害防止実証実験等）
- ・人材育成（指導員研修会、現地見学会、人材発掘等）
- ・普及啓発（普及誌作成購入配布、キャンピングツーリズム作成、体験ツアー、体験学習会開催等）
- ・住民組織の情報連絡調整の推進（棚田オーナー制支援、棚田サミット開催支援等）

③保全活動支援事業

- ・住民組織の保全活動の経費等助成（保全活動支援、資機材の提供、事務局の運営支援、耕作放棄地復旧支援、保全計画策定支援等）

＜事業イメージ＞

棚田基金（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

①事業主体	都道府県（※岩手県、宮城県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、岡山県、広島県は除く）
②基金造成総額	174億円（R6年度末時点：143億円）
③補助率	国費1／3
④造成期間	平成10～12年度

対象地域

自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の1/2以上を占める地域。



①保全ネットワーク
推進事業

②保全活動
推進事業

③保全活動
支援事業